愛知県地域医療構想推進委員会開催要領(改正後)

(目的)

第1 地域医療構想の達成を推進するため、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、 医療保険者その他関係者と協議等を行う場として、地域医療構想推進委員会(以下「委員会」 という。)を開催する。

(所堂事務)

第2 委員会は、愛知県地域医療構想の推進に関することについて所掌する。

(組織)

- 第3 委員会は構想区域ごとに開催することとし、委員は別表に掲げる者とする。
- 2 委員会に委員長を置く。
- 3 委員長は、委員の互選により定める。

(運営等)

- 第4 委員会は、一宮保健所、瀬戸保健所、春日井保健所、津島保健所、半田保健所、衣浦東部保健所、新城保健所、豊川保健所及び西尾保健所(以下「基幹的保健所等」という。)の長(名古屋・尾張中部構想区域においては保健医療局長)が招集する。
- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 4 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き議決を行うことができない。
- 5 委員会の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員会の公開)

- 第5 委員会は原則公開とする。ただし、愛知県情報公開条例(平成12年3月28日愛知県条例 第19号)第7条に規定する不開示情報(以下「不開示情報」という。)が含まれる事項について議題とする場合又は委員会を公開することにより当該委員会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、当該委員会がその一部又は全部を公開しない旨の決定をしたときはこの限りでない。
- 2 委員会の議事録及び資料は原則公開とする。ただし、不開示情報が記録されている場合は、委 員会の議事録及び資料のうちの当該部分は非公開とする。
- 3 委員会の議事録の内容については委員長の確認を得る。
- 4 委員会の議事録及び資料は5年間保存する。

(報告)

第6 委員会を開催したときは、基幹的保健所等の長は、速やかにその結果を保健医療局長へ報告 する。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、基幹的保健所等(名古屋・尾張中部構想区域の委員会については医療福祉 計画課)が行う。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、各構想区域において基 齢的保健所等の長(名古屋・尾張中部構想区域においては保健医療局長)が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年12月27目から施行する。

附 則(平成30年7月23日30医福第431号) この要領は、平成30年7月23日から施行する。

別 表

市町村の代表

地区医師会の代表

地区歯科医師会の代表

地区薬剤師会の代表

病院協会代表(ただし、(一社)愛知県病院協会が当該構想区域の委員会の構成員として 認めた病院の代表)

医療保険者代表 (ただし、愛知県保険者協議会が当該構想区域の委員会の構成員として認めた医療保険者の代表)

看護協会代表(ただし、(公社)愛知県看護協会が当該構想区域の委員会の構成員として 認めた看護職員の代表)

慢性期や回復期等の医療機関の代表

その他基幹的保健所等の長が適当と認める者

「愛知県地域医療構想推進委員会開催要領」一部改正新旧対照表 (平成30年7月23日改正)

新	旧
愛知県地域医療構想推進委員会開催要領	愛知県地域医療構想推進委員会開催要領
(目的)	(目的)
第1 地域医療構想の達成を推進するため、診	第1 地域医療構想の達成を推進するため、診
療に関する学識経験者の団体その他の医療	療に関する学識経験者の団体その他の医療
関係者、医療保険者その他関係者と <u>協議等</u>	関係者、医療保険者その他関係者と <u>協議</u> を
を行う場として、地域医療構想推進委員会	行う場として、地域医療構想推進委員会
(以下「委員会」という。) を開催する。	(以下「委員会」という。) を開催する。
(運営等)	(運営等)
第4 (略)	第4 (略)
4 委員会は、委員の過半数が出席しなけれ	
ば、議事を開き議決を行うことができな	
_ \ \`	
5 委員会の議決は、出席した委員の過半数を	
もって決し、可否同数のときは、委員長の	
<u> 決するところによる。</u>	